

---

# 豊岡市耐震改修促進計画

---

2026（令和8）年4月改定



## 目 次

1	計画の概要	1
	(1) 計画改定の趣旨	1
	(2) 計画の位置づけ	2
	(3) 耐震改修促進法改正・計画改定等の経緯	3
	(4) 計画期間	3
2	本市において想定される地震の規模、被害の想定	4
	(1) 過去の被害状況	4
	(2) 想定される地震規模と被害想定	5
3	建築物の耐震化の現況と目標	8
	(1) 目標設定の考え方	8
	(2) 住宅の耐震化の現況と目標	9
	(3) 民間多数利用建築物の耐震化の現況と目標	10
	(4) 公共多数利用建築物の耐震化の現況	11
	(5) 多数利用建築物（民間＋公共）の耐震化の現況	11
4	住宅・多数利用建築物の耐震化施策	12
	(1) 住宅耐震化の課題	12
	(2) 住宅耐震化の普及啓発	14
	(3) 住宅耐震化促進支援策	14
	(4) 民間多数利用建築物の耐震化促進支援策	17
	(5) 耐震化促進に向けての環境整備	18
	(6) 大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策	19
	(7) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定	20
	(8) 優先的に耐震化に着手すべき建築物	21
	(9) 重点的に耐震化を啓発する区域	21
5	建築基準法による勧告又は命令等の実施	22

# 1 計画の概要

## (1) 計画改定の趣旨

1995（平成7）年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が犠牲となりました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が、住宅・建築物の倒壊等によって命を奪われたものであることが明らかになっています。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）が制定され、1981（昭和56）年5月31日以前に建築確認を受けた旧耐震基準<sup>1</sup>の建築物の耐震性向上を図ることで、地震に対する建築物の安全性確保が求められることとなりました。

兵庫県においては、2006（平成18）年に改正された耐震改修促進法及び建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「国の基本的な方針」という。）に基づき、兵庫県耐震改修促進計画が策定されました。

本市においても、2009（平成21）年3月に同計画を勘案した豊岡市耐震改修促進計画を策定し、住宅や多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）の耐震化の目標と目標を達成するための施策を定めて、耐震化対策を進めています。

しかし近年、2016（平成28）年4月の熊本地震、2018（平成30）年9月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害がもたらされています。

また、2024（令和6）年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じました。さらに南海トラフ地震や内陸活断層地震の発生の切迫性が指摘されるなど、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

本市における耐震化率は、最近の推計によると、住宅では2023（令和5）年で79.8%、多数利用建築物では2025（令和7）年で、民間のものが73.5%、民間以外のものを含めた多数利用建築物全体では85.1%にとどまるなど、本市の前計画に定めた目標を下回っています。

---

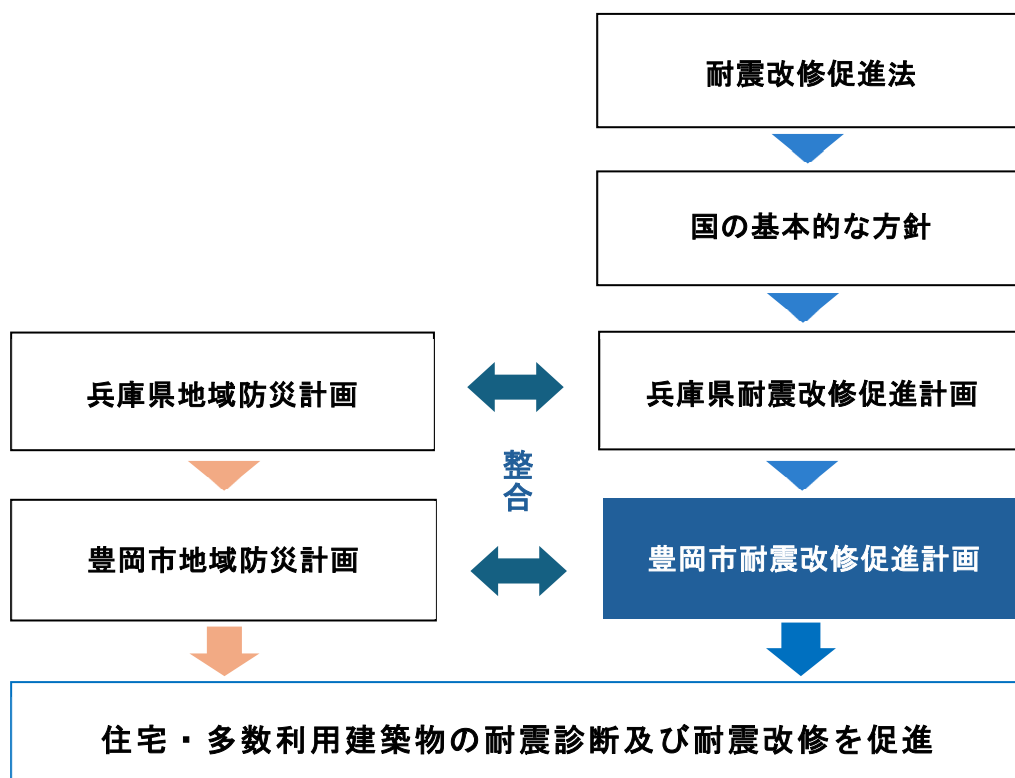
<sup>1</sup> 旧耐震基準 住宅・建築物を建築するときに考慮しなければならない基準は建築基準法によって定められており、地震に対して安全な建築物とするための基準を「耐震基準」と呼ぶ。現在の耐震基準は1981年（昭和56年）の建築基準法の改正によるもので「新耐震基準」と呼ばれており、それ以前の耐震基準を「旧耐震基準」と呼ぶ。新耐震基準では、中程度の地震に対しては建築物に被害が起こらないことを、強い地震に対しては建築物の倒壊を防ぎ、建築物内又は周辺にいる人に被害が及ばないことを基準としている。

このため、今後発生が予測される地震による住宅や建築物の倒壊及びこれに起因する被害の軽減を図る取組を一層進め、本計画期間の10年間をかけて、更に耐震化を進めていく必要があります。

このような背景を踏まえ、近年の地震被害の状況や耐震改修促進法、国の基本的な方針及び兵庫県耐震改修促進計画を基に、本市の住宅や多数利用建築物の2035（令和17）年度の耐震化の目標と目標を達成するための施策を示した「豊岡市耐震改修促進計画」を改定するものです。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定により、国の基本的な方針及び兵庫県耐震改修促進計画に基づき定めるものです。また、豊岡市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として位置付けられるもので、「豊岡市地域防災計画」との整合を図るものとします。

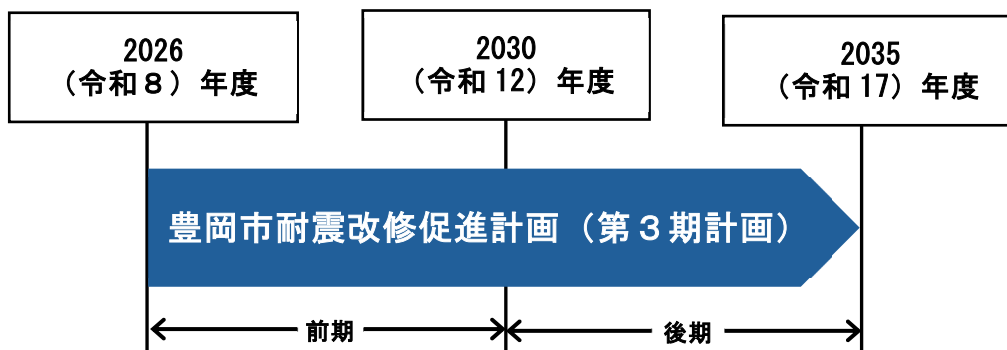


### (3) 耐震改修促進法改正・計画改定等の経緯

- 1995 (H7) **阪神・淡路大震災**  
建築物の耐震改修の促進に関する法律制定
- 2004 (H16) **新潟県中越地震**
- 2006 (H18) **建築物の耐震改修の促進に関する法律改正**
- 2007 (H19) 兵庫県耐震改修促進計画策定 (第1期計画)
- 2009 (H21) **豊岡市耐震改修促進計画策定 (第1期計画)**
- 2011 (H23) **東日本大震災**
- 2013 (H25) **建築物の耐震改修の促進に関する法律改正**  
**豊岡市耐震改修促進計画一部改定 (H25耐震改修促進法改正対応)**
- 2015 (H27) 兵庫県耐震改修促進計画一部改定 (H25耐震改修促進法改正対応)
- 2016 (H28) 兵庫県耐震改修促進計画改定 (第2期計画)
- 2017 (H29) **豊岡市耐震改修促進計画改定 (第2期計画)**
- 2018 (H30) **大阪北部地震**
- 2019 (H31) **建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令改正**
- 2025 (R7) **建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針改正**

### (4) 計画期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とします。  
なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、2030（令和12）年度に進捗状況を検証し、必要に応じて本計画を見直すこととします。



## 2 本市において想定される地震の規模、被害の想定

### (1) 過去の被害状況

豊岡市域に被害をもたらした過去の地震はいずれも内陸部の直下型地震です。兵庫県の日本海側には、新しい地形や地質に変位を与えている明瞭な活断層は、現在のところ報告されていません。しかし、周辺を見わたすと1927（昭和2）年の北丹後地震の際に活動した郷村断層や山田断層、1925（大正14）年の北但馬地震の際に活動した断層（特定されていない）、1943（昭和18）年の鳥取地震の際に活動した鹿野断層など、大規模ではないが決して活断層がないわけではありません。豊岡市域に関係する主な地震を列記すると次のとおりです。

表1 豊岡市域に関係する主要な地震

発生日月	震央（経度、緯度）		規模 (M)	備考
	東経（度）	北緯（度）		
1925（大正14）年5月23日	134.8	35.6	6.8	北但馬地震
1927（昭和2）年3月7日	135.2	35.5	7.3	北丹後地震
1943（昭和18）年9月10日	134.1	35.5	7.2	鳥取地震
1995（平成7）年1月17日	135.0	34.6	7.3	兵庫県南部地震
2000（平成12）年10月6日	133.4	35.3	7.3	鳥取県西部地震

（兵庫県地震被害想定調査報告書より抜粋）

これらの地震のうち1925（大正14）年5月23日に発生した北但馬地震は、豊岡市に最も大規模な被害をもたらしました。北但馬地震による被害状況は次のとおりです。

表2 北但馬地震による被害状況

地域	全焼	全壊	半壊	破損	死者	負傷者
豊岡	1,137戸	724戸	588戸	2,148戸	136人	581人
城崎	575戸	61戸	56戸	167戸	283人	211人
竹野	—	31戸	72戸	593戸	—	—
日高	—	5戸	23戸	—	—	—
出石	—	5戸	200戸余	—	1人	—
但東	—	—	—	12戸	—	—
合計	1,712戸	826戸	939戸余	2,920戸	420人	792人

北但馬地震は円山川河口の沖合を震源とし、地震発生はちょうど昼前で、各戸とも炊事をしていたため、軟弱層上の地層で水平動を交えた激烈な上下動のため、多くの家が倒壊し、発生した火災により未曾有の大災害となりました。

北但大震災（1925（大正14）年）豊岡駅



## （2）想定される地震規模と被害想定

豊岡市地域防災計画の第1章総則、第4被害想定、1地震被害想定、(1)想定地震では、「兵庫県の地震被害想定調査（1999（平成11）年3月）では、県内に大きな影響が予想される地震のうち、現時点での発生の可能性を考慮して、次の5つの地震を想定した被害予測を行っている。」としています。

表3 想定される地震、規模等

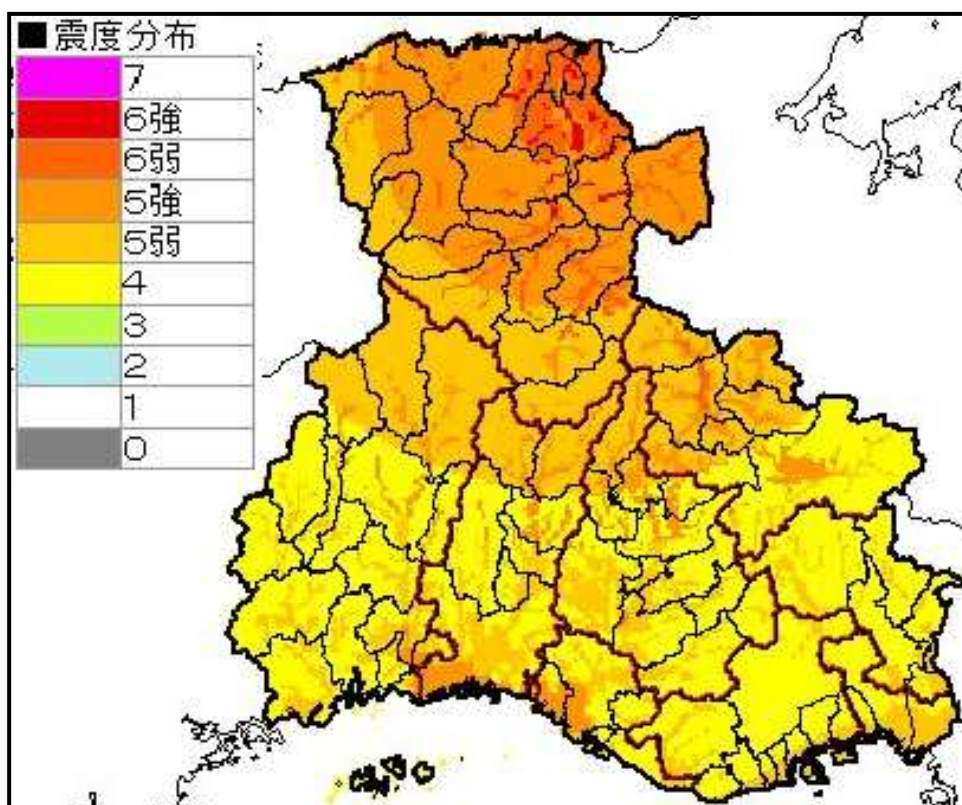
想定地震	想定震源地	想定規模
日本海沿岸地震	但馬沿岸付近	M7.3
山崎断層帯地震	山崎断層帯	M7.7
中央構造線断層帯地震	中央構造線断層帯(淡路島南部)	M8.0
有馬・高槻断層帯～ 六甲・淡路島断層帯地震	有馬・高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯	M7.7
南海トラフ地震	日向灘から駿河湾の南海トラフ沿い	M8～9

また、(2)予測被害では、上記の「想定地震のうち、豊岡市域で最も被害が大きくなるのは「日本海沿岸地震」の冬季18～19時頃の時間帯である。日本海沿岸地震は1925（大正14）年の北但馬地震の被害状況を考慮し、円山川河口（田結断層）から豊岡市に向かう断層を想定したものである。」としており、全半壊が3,565棟、死者は107人と推計され、特に豊岡・城崎地域で大きな被害が想定されています。

表4 想定される被害

想定地震	想定規模	最大震度	建物全半壊数(棟)	炎上出火数(件)	死者数(人)	負傷者数(人)	避難者数(人)
日本海沿岸地震	M7.3	震度6強	3,565	9	107	555	4,671

「震度は豊岡市域全域で5強以上、円山川、竹野川などの河川沿いの低地部で6強～6弱、その周辺の山地部で6弱～5強程度」と予測しています。



日本海沿岸地震想定の子測震度分布図（兵庫県フェニックス防災システムより）

また、豊岡市地域防災計画の(参考)「内陸型活断層による地震被害想定について」(兵庫県地震被害想定H21～H22)では、「兵庫県では、どこでも起こりうるM7未満の断層(伏在断層)地震による被害想定を実施した。本市に大きな被害をもたらすと考えられる地震は、内陸活断層地震では養父断層帯地震、山田断層帯(主部)地震、山田断層帯(郷村断層帯)地震及び本市直下の伏在断層による地震であり、これらの地震による被害想定は次のとおり」としています。

表5 内陸型地震の被害想定

想定地震	最大震度	建物全半壊数(棟)	炎上出火数(件)	死者数(人)	負傷者数(人)	避難者数(人)
養父断層帯	震度6弱	1,654	2	5	102	1,073
山田断層帯(主部)	震度6強	8,030	31	93	559	5,896
山田断層帯(郷村断層帯)	震度6強	3,280	16	14	206	2,192
本市直下の伏在断層	震度7	19,399	128	523	1,595	17,124

さらに、同計画(参考)「南海トラフによる地震被害想定について」(兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定(2014(平成26)年6月3日公表)では、本市の最大震度は5強となっており、被害想定は次のとおり」としています。

表6 南海トラフ地震の被害想定

最大震度	揺れによる建物全半壊数(棟)	液状化建物全半壊数(棟)	土砂災害建物全半壊数(棟)	死者数(人)	負傷者数(人)
震度5強	32	526	1	0	13

## 3 建築物の耐震化の現況と目標

### (1) 目標設定の考え方

ア 本市における耐震化率は直近の推計によると、住宅では2023（令和5）年で79.8%、多数利用建築物では2025（令和7）年で民間のものが73.5%、民間以外のものを含めた多数利用建築物全体では85.1%で、住宅及び多数利用建築物のいずれも前計画に定めた目標97%を下回っています。

イ 今後発生が予測される地震による住宅や多数利用建築物の倒壊及びこれに起因する被害の軽減を図るため、本市の耐震化率をさらに上げていく必要があります。

ウ 国の基本的な方針では、耐震化の目標について、2035（令和17）年までに住宅の耐震性が不十分なものを、「おおむね解消」する目標が示されています。

エ 兵庫県耐震改修促進計画では、耐震化の目標について、2035（令和17）年までに住宅及び多数利用建築物の耐震性が不十分なものを、「おおむね解消」する目標が示されています。

オ 本市の住宅及び多数利用建築物の耐震化の目標については、国の基本的な方針及び兵庫県耐震改修促進計画を踏まえた上で設定するとともに、この目標を達成するための具体的な推進方策を検討します。

## (2) 住宅の耐震化の現況と目標

### ア 住宅耐震化の現況

本市の2023（令和5）年10月1日時点の住宅総数は29,130戸で、耐震性のある住宅は23,249戸、耐震性が不足していると思われる住宅は5,881戸、耐震化率は2023（令和5）年時点で79.8%です。

### イ 住宅の耐震化の目標

国の基本的な方針及び兵庫県耐震改修促進計画の耐震化目標を踏まえ、2035（令和17）年度末までに、耐震性が不十分な住宅を「おおむね解消」することを目指します。

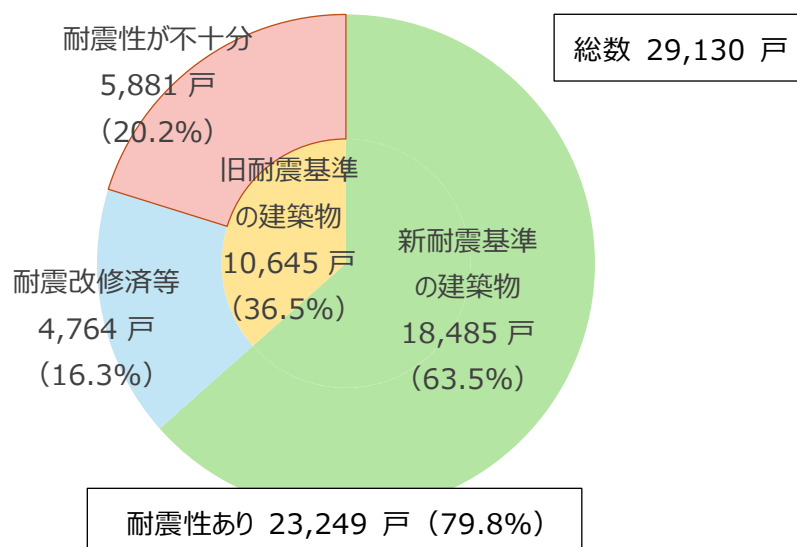
2035（令和17）年度末までに目標を達成するためには、現況（2023（令和5）年時点）で耐震性が十分でない5,881戸について、耐震改修や建替等が必要となります。

表7 住宅の耐震化の現況と目標

区分	現況（2023年）	目標（2035年度）
住宅総数	29,130戸	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
耐震性が不十分な住宅	5,881戸	
耐震化率	79.8%	

※ 耐震化率は、2023（令和5）年の住宅・土地統計調査を基にした推計値

※ 耐震化は所有者の判断で行われるものであり、「おおむね解消」とは100%に近い状態を目指す目標として設定する。



### (3) 民間多数利用建築物の耐震化の現況と目標

#### ア 民間多数利用建築物の耐震化の現況

本市には2025（令和7）年12月末時点で民間多数利用建築物が155棟あり、そのうち「耐震性あり」とされる多数利用建築物は114棟で、耐震化率は73.5%になります。

※ 多数利用建築物の補足説明はP17を参照

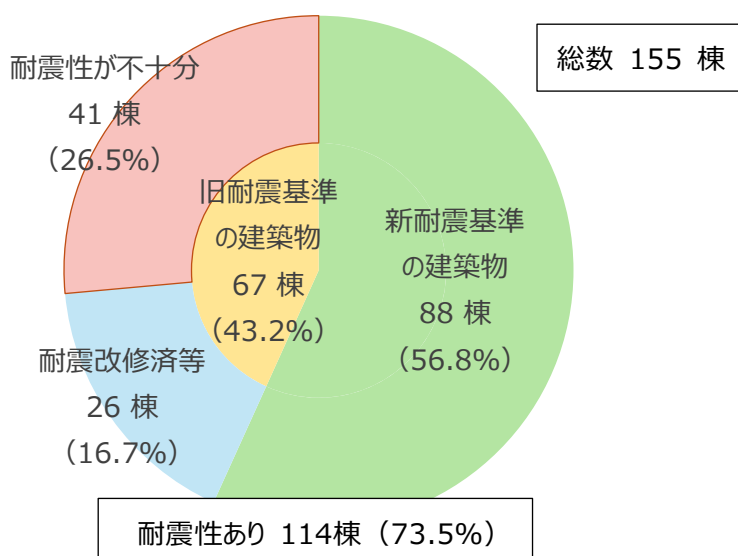
#### イ 民間多数利用建築物の耐震化の目標

国の基本的な方針及び兵庫県耐震改修促進計画の耐震化目標を踏まえ、2035（令和17）年度末までに、耐震性が不十分な民間多数利用建築物を「おおむね解消」することを目指します。

2035（令和17）年度末までに目標を達成するためには、現況（2025（令和7）年12月時点）で、耐震性が十分でない41棟について、耐震改修や建替等が必要となります。

表8 民間多数利用建築物の耐震化の現況と目標

区分	現況（2025年）	目標（2035年度）
民間多数利用建築物総数	155棟	耐震性が不十分な民間多数利用建築物をおおむね解消
耐震性が不十分な民間多数利用建築物	41棟	
耐震化率	73.5%	



## (4) 公共多数利用建築物の耐震化の現況

2025（令和7）年12月末時点で、民間以外の多数利用建築物（以下「公共多数利用建築物」という。）のうち、重点的に耐震化を促進することが必要な建築物に該当するものは120棟あり、その耐震化率は100%を達成しています。

## (5) 多数利用建築物(民間+公共)の耐震化の現況

民間及び公共を合わせた本市の多数利用建築物は275棟あり、そのうち「耐震性あり」とされる多数利用建築物は234棟で、耐震化率は85.1%になります。

表9 多数利用建築物（民間+公共）の耐震化の状況

（単位：棟）

区分	対象 (A)	新耐震 基準 (B)	旧耐震基準		耐震化率 $\frac{(B)+(C)}{(A)}$
			耐震 改修済等 (C)	耐震性 が不足 (D)	
民間多数利用建築物	155	88	26	41	73.5%
公共多数利用建築物	120	93	27	0	100%
合計	275	181	53	41	85.1%

## 4 住宅・多数利用建築物の耐震化施策

### (1) 住宅耐震化の課題

耐震改修促進法の施行から30年、旧耐震基準住宅は建築から40年以上が経過しています。今計画では、県の実施したアンケート調査の結果と、居住者等の高齢化、人口減少、これまでの取組等を踏まえ、以下のとおり課題を整理します。

#### ア 耐震化に消極的な居住者等に対する意識啓発

必要な情報が伝えるべき対象に届いておらず、耐震化の必要性や効果がイメージできていない。

#### イ 耐震化に係る市民負担の軽減

- (ア) 多額の費用負担が耐震改修工事を実施しない最大の要因となっている。
- (イ) 豊岡市を含む但馬地域は住宅の平均面積が大きいため、改修工事費が補助金の上限額を大きく上回る場合が多く、負担感が大きくなる傾向にある。
- (ウ) 改修後の目標評点を0.7に設定した簡易な耐震改修工事や建築物の一部のみを補強し、被災時に安全な空間を確保する方法等、コストを抑えて命だけは守る工事に対する補助も行っているが、活用は限定的になっている。

#### ウ 高齢者のみの住宅の耐震化促進

- (ア) 居住者等の高齢化が進み、高額な改修コストや、後継者の不在等から耐震化に対するモチベーションが低下している。
- (イ) 築40年以上が経過している旧耐震基準住宅は、高齢者のみで居住しているものが多い。豊岡市を含む但馬地域は高齢化率が高く、耐震化率が低くなっている。

#### エ 補助制度の課題

事業者や市民から、「補助額が少ない」、「年度ごとに完了する必要がある」、「補助枠が少ない」、「手続きが煩雑」などの意見があり、補助制度上の課題となっている。

(参考)

兵庫県が本市を含む県民に対して実施したアンケート調査（2022（令和7）年夏ごろ実施）の結果概要

① 旧耐震基準住宅の居住者の主な回答内容

- ・大規模地震に対して倒壊する危険性があることを認知しているが、耐震診断を実施していない人が多い。
- ・耐震診断未実施者は、市町が補助制度を設けていることを知らない人が多い。
- ・耐震診断を受けたことが無い理由として、「改修する予定がない」に次いで「どこに依頼したらよいか分からない」が多く、情報が不足している。

② 簡易耐震診断受診済の居住者の主な回答内容

- ・耐震診断で倒壊の危険があるとされた居住者は、その結果を不安に思っているにもかかわらず、耐震改修を実施していない人が多い。
- ・診断受診済の人で、補助金なしで改修した人は、①手続きが大変、②要件に合わなかった等を理由として挙げている。
- ・耐震改修しない理由は、①費用負担が厳しい、②高齢のため長くは使えない、③耐震改修以外のリフォーム費用が必要、などの回答が多かった。

③ 事業者の主な回答内容

- ・事業者の8割以上が制度上の課題があると考えており、「補助額が少ない」を筆頭に、「年度ごとに完了する必要がある」、「補助枠が少ない」、「手続きが煩雑」であることなどを挙げている。

## (2) 住宅耐震化の普及啓発

- ア 耐震性が不明・不十分な住宅の把握  
不動産登記情報等を活用した旧耐震基準住宅リストの作成
- イ 旧耐震基準住宅居住者等への意識啓発
  - (ア) 上記旧耐震基準住宅リストを活用し、ダイレクトメールの送付、個別相談会の開催などの意識啓発を検討・実施
  - (イ) 簡易耐震診断<sup>2</sup>結果や居住者特性等を考慮した、効果的な意識啓発
- ウ 市民全体への周知
  - (ア) 市広報誌、市ホームページ、SNS等を活用した普及啓発
  - (イ) 市職員による地震や耐震化工事補助金に関する出前講座の実施
  - (ウ) 固定資産税納税通知へのパンフレット同封又は啓発文付記

## (3) 住宅耐震化促進支援策

- ア 簡易耐震診断の推進
  - (ア) 簡易耐震診断推進事業により、旧耐震基準に基づいて建築された住宅の耐震診断を促進します。
  - (イ) 申請者への診断結果の説明に併せ、診断員による耐震化に関する具体的なアドバイスを行うなど、耐震化に関する啓発を行います。

### 簡易耐震診断の概要

- 診断内容 市が簡易耐震診断員を派遣して、住宅の調査・診断を行い、耐震性の評価やポイントを住宅所有者に報告します。
- 対象住宅 1981（昭和56）年5月31日以前に着工された戸建住宅、共同住宅（アパート等）
- 個人負担 なし

<sup>2</sup>耐震診断 地震の揺れによって住宅・建築物が受ける被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。住宅・建築物の形状や骨組（構造躯体）の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形等による損傷の影響等を総合的に考慮して判断する。耐震診断法として、簡易診断法、一般診断法、精密診断法がある。

## イ 豊岡市住まいの耐震化促進事業等の推進

耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定された住宅について、耐震改修計画策定費や耐震改修工事費への補助を行っています。

また、多額の費用負担が困難な世帯に対し、比較的低コストで地震対策が可能となる簡易耐震改修工事（目標評点0.7）や耐震シェルター、屋根軽量化工事、防災ベッド等の設置への補助の推進を図ります。

### 豊岡市住まいの耐震化促進事業補助金

- ① 全体補強型計画策定費補助（補助率2/3、上限20万円）  
地震に対して安全な構造となる耐震基準を満たす住宅に改修するための計画策定に対して補助する。
- ② 全体補強型改修工事費補助（補助率4/5、上限140万円）  
地震に対して安全な構造となる耐震基準を満たす住宅に改修するための工事に対して補助する。
- ③ 部分補強型簡易耐震改修工事費補助（補助率4/5、上限60万円）  
地震に対して瞬時には倒壊しない程度の耐震性を満たす住宅に改修するための計画策定及び改修工事に対して補助する。
- ④ 防災ベッド等設置費補助（補助率10/10、定額10万円）  
地震で住宅が倒壊しても安全な空間を確保して命を守るための防災ベッドを設置する工事に対して補助する。
- ⑤ シェルター型工事費補助（補助率10/10、上限60万円※高齢者世帯115万円）  
地震で住宅が倒壊しても安全な空間を確保して命を守るためのシェルターを設置する工事に対して補助する。
- ⑥ 屋根軽量化工事費補助（補助率10/10、上限60万円）  
非常に重い屋根から重い屋根もしくは軽い屋根、又は重い屋根から軽い屋根に軽量化する工事に対して補助する。
- ⑦ 建替工事費補助（補助率4/5、上限115万円）  
耐震診断の結果安全性が低いと診断された住宅を同一敷地内に建て替える工事に対して補助する。

### 豊岡市住宅耐震リフォーム等補助金【市単独補助】

- ⑧ 居室等補強型住宅耐震リフォーム工事費補助  
（一般型：補助率1/6、上限60万円 特別型：補助率1/3、上限70万円）  
耐震診断の結果安全性が低いと診断された住宅の居間又は寝室の耐震改修のための壁補強及び同時に行うリフォーム工事に対して補助する。
- ⑨ 豊岡市住まいの耐震化促進事業加算型住宅耐震リフォーム工事費補助  
（補助率1/6、上限30万円）  
②、③の交付決定を受けた方に上乗せして補助する。
- ⑩ 豊岡市住まいの耐震化促進事業加算型建替工事費補助（定額55万円）  
⑦の交付決定を受けた方に上乗せして補助する。

※2026（令和8）年度当初予算の内容

#### ウ 補助事業の円滑な運用

- (ア) 申請者の事前の費用負担を軽減するため、補助金代理受領制度<sup>3</sup>を推進します。
- (イ) 所有者が高齢(65歳以上)の場合、2親等以内の親族からの申請も可能としており、制度周知及び活用を推進します。
- (ウ) 年度要件や補助要件の見直し、行政審査の簡素化等について検討いただくよう、市として県に要望します。

#### エ 住宅改修業者登録制度

耐震改修の実施にあたり、県は、技術主任者の設置などの一定の要件を満たす住宅改修業者を登録する制度を設けています。安心して住宅を耐震改修するためには、業者選びが大切なポイントとなるため、制度の周知を図り、活用を推進します。

#### オ 低コスト工法の普及活用

県では、木造住宅の耐震改修(診断・設計・施工)に携わる建築技術者などを対象に、低コストの木造耐震改修技術を学ぶ講習会「木造住宅の耐震リフォーム達人塾」を実施しています。特に、負担感の大きい高齢者などの改修工事の負担を軽減するため、市内業者に参加を呼び掛けるなど、市としても低コスト工法の普及活用に努めます。

#### カ バリアフリー化補助との連携

市では、人生いきいき住宅助成事業(住宅改造型)により、介護保険の要支援・要介護認定を受けた方や障害者等が、現在、居住している住宅で自立した生活を今後も送るため、その身体状況に応じた既存住宅の改造をしようとする際に必要となる経費の一部を助成しています。

住宅の耐震化はバリアフリー化と同時に実施することが有効と考えられるため、同事業が旧耐震基準の住宅について耐震診断受診を要件としていることを踏まえ、同事業との連携を図り、耐震化を推進します。

#### キ その他支援策の情報提供

下記の情報提供を適宜行うことで、耐震改修の促進を支援します。

- (ア) 旧耐震基準の住宅の耐震改修を行った場合は、固定資産税の減額措置や耐震改修に要した費用の一部について所得税額からの控除の適用を受けることができます。
- (イ) 旧耐震基準の地区集会施設の耐震改修を行う場合、市の補助金を活用することができます。

---

<sup>3</sup> 補助金代理受領制度 耐震改修工事等を行った事業者が申請者の委任を受けて補助金を代わりに受領することにより、補助金相当額が工事費の支払いから控除される制度

## (4) 民間多数利用建築物の耐震化促進支援策

- ア 民間の多数利用建築物<sup>4</sup>については、全ての多数利用建築物をリストアップし、所有者に対して、耐震改修促進法に基づく耐震診断、耐震改修の努力義務があることなどの意識啓発を行います。
- イ 旅館・ホテル、店舗等の各種組合との連携を図り、耐震診断及び耐震改修等に関する知識の普及や啓発を働きかけ、多数の者が利用する施設等の耐震化を促進します。
- ウ 大規模多数利用建築物の耐震化のための計画策定や耐震改修工事への支援策を実施します。
- エ 課題の共有や対応策の検討などを協議するため、所管行政庁<sup>5</sup>である県との連携を強化します。

---

4 多数利用建築物 耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる、学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上で多数の人が利用する建築物のこと。多数利用建築物のうち、同法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物を「大規模多数利用建築物」、同法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物を「中規模多数利用建築物」、同法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（中規模多数利用建築物を除く。）を「小規模多数利用建築物」と呼ぶ。

(用途)

学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、物販店、飲食店、福祉施設等

(規模)

大規模多数利用建築物…一部の用途を除き、階数 3 以上かつ 5,000 m<sup>2</sup>以上

中規模多数利用建築物…一部の用途を除き、階数 3 以上かつ 2,000 m<sup>2</sup>以上

小規模多数利用建築物…一部の用途を除き、階数 3 以上かつ 1,000 m<sup>2</sup>以上

5 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。

## (5) 耐震化促進に向けての環境整備

### ア 相談体制

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の要請に応えるため相談窓口（市建築住宅課）のさらなる充実を図ります。

### イ 情報の提供

市ホームページ等の活用により、市民や事業者、関係団体等に対して耐震診断及び耐震改修に関する知識の普及、啓発に努めます。また、既に開発された新しい住宅耐震改修工法についても、市ホームページ等により、情報の提供を行います。

### ウ 地域コミュニティ組織との連携

- (ア) 住宅・建築物の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、地域コミュニティや区長会等と連携し、啓発活動を行います。
- (イ) 耐震診断や耐震改修の普及啓発のための啓発チラシ、耐震化に関する出前講座などを行います。

### エ 関係団体との連携

建築士会、建築設計事務所協会等の関係団体と連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行います。

## (6) 大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策

### ア 被災建築物応急危険度判定<sup>6</sup>に係る体制の整備

大規模な地震が発生した際に、余震等による建築物の倒壊や、外壁・窓ガラス・附属設備等の落下等から生じる二次被害を防止し住民の安全確保を図るため、被災建築物の状況を調査し、二次被害発生の危険性の判定を行う専門家の養成、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進めます。

地震による被災建築物の危険度の判定を行う地震被災建築物応急危険度判定士の業務基準を定めることにより、判定士は、判定士業務マニュアルに基づき、迅速かつ的確に被災建築物の応急危険度判定を実施します。

### イ モバイル端末を活用した被災建築物応急危険度判定

能登半島地震における輪島市の応急危険度判定で活用された技術を承継し、モバイル端末を利用して、応急危険度判定の調査、結果の管理を行うことでDX化を進めます。また、建物被害認定調査との連携により、効率化を実現します。

### ウ 地震時の建築物の総合的な安全対策

住宅・建築物の耐震化に加え、地震時の総合的な安全性を確保するため、次の安全対策の周知に努めます。

- (ア) 窓ガラスや屋外看板等の落下防止対策
- (イ) 吊天井等の二次部材の落下防止対策
- (ウ) エレベーターの地震防災対策
- (エ) エスカレーターの地震防災対策
- (オ) 家具の転倒防止対策
- (カ) ブロック塀等の倒壊防止対策
- (キ) その他の建築設備の転落防止、破損防止の対策
- (ク) 地震時の住宅火災の防止

---

<sup>6</sup>被災建築物応急危険度判定 地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性ならびに建築物の部分等の落下あるいは転倒の危険性をできる限り速やかに判定し、その結果に基づいて恒久的復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に係わる二次的災害を防止することを目的とする。

## (7) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

兵庫県耐震改修促進計画では、兵庫県地域防災計画で指定する緊急輸送道路を地震時に通行を確保すべき道路として指定しています。

兵庫県耐震改修促進計画で位置づけしている通行を確保すべき道路  
(兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路ネットワーク計画図、国県道のみ表示)

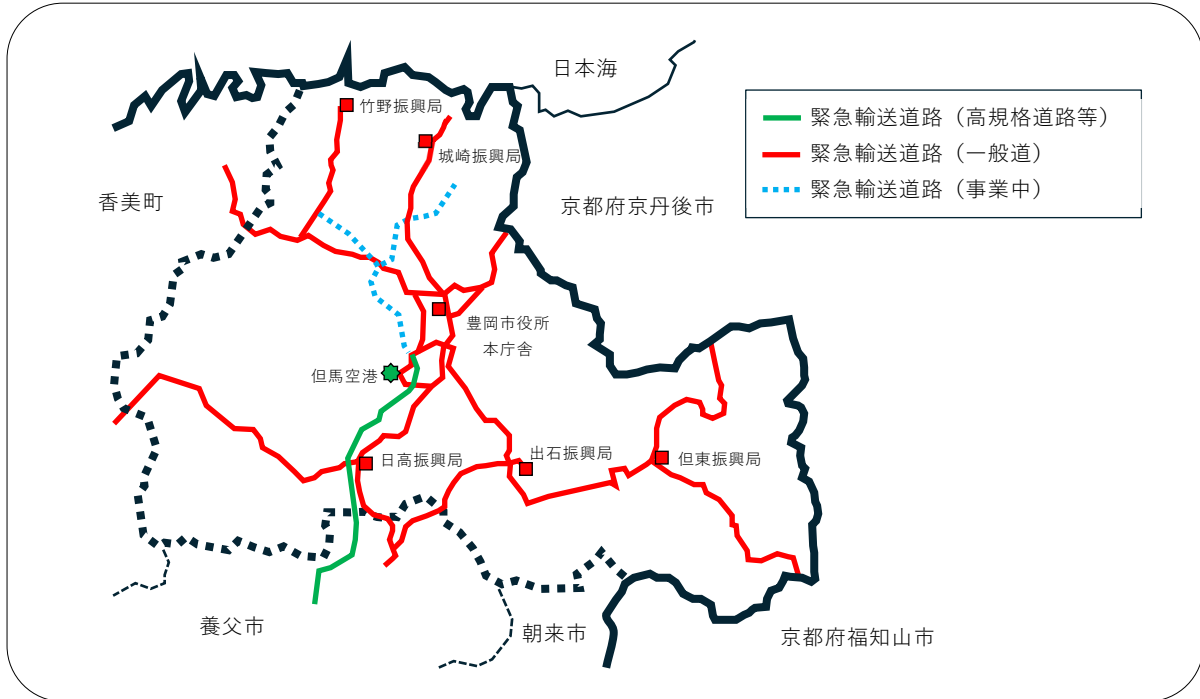


表10 緊急輸送道路

種別	路線名	
高規格道路等	一般国道483号 (北近畿豊岡自動車道)	
一般道	一般国道178号	豊岡竹野線
	一般国道312号	但馬空港線
	一般国道482号	寺坂柳線
	日高竹野線	豊岡出石インター線
	宮津養父線	但馬空港インター線
	豊岡瀬戸線	

兵庫県地域防災計画〔資料編〕(令和7年3月修正)より抜粋

## (8) 優先的に耐震化に着手すべき建築物

地震発生時に災害応急活動、避難、救護、復旧活動等を円滑に推進するため、次に示す建築物については、優先的に耐震化に着手すべき建築物とします。

○避難所として利用又は災害時に拠点となる建築物

学校、地区コミュニティセンター<sup>7</sup>及び地区集会施設等

○兵庫県耐震改修促進計画において「地震時に通行を確保すべき道路」として指定する道路の沿道建築物で、地震で倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物<sup>8</sup>

## (9) 重点的に耐震化を啓発する区域

新耐震基準を満たさない木造住宅の密集区域においては、地震時において建物の倒壊による大火災が発生した場合、大きな被害が予測されます。

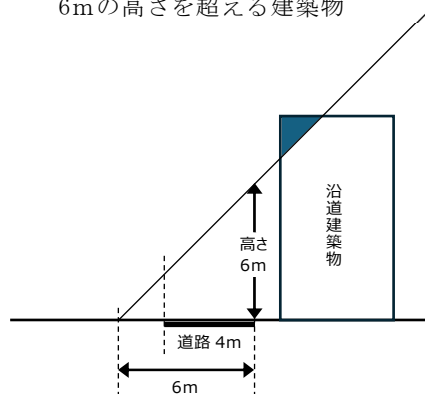
市消防本部では木造住宅密集地を対象に各街区内の建物構造、道路幅員、消防水利等を調査のうえ、消火活動等に活用する「消防活動計画」を策定しています。

市はこれらの区域について、耐震化への啓発活動を推進していくものとします。

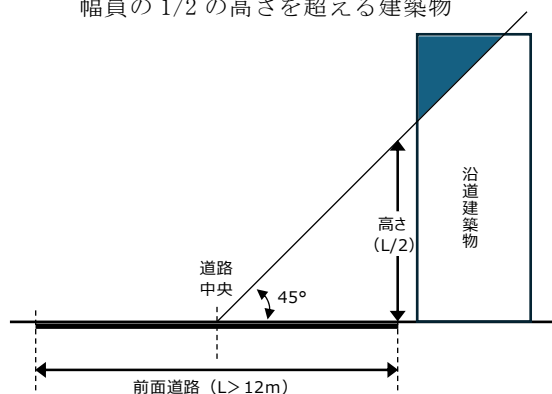
7 昭和56年5月31日以前に建築された指定避難所となる学校、地区コミュニティセンターの耐震化率は、2016年度末までに100%を達成しています。

8 震災時における救急・救命活動や緊急支援物資の輸送など、緊急輸送道路としての機能を確保するため、緊急輸送道路の沿道建築物のうち、倒壊する危険性が高く、倒壊した場合に道路を閉塞する可能性が高い建物を耐震化する必要があるため、耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき兵庫県耐震改修促進計画で指定した緊急輸送道路の沿道建築物のうち、以下の要件に該当する「通行障害既存耐震不適格建築物」をいう。

イ 前面道路の幅員が12m以下の場合  
6mの高さを超える建築物



ロ 前面道路の幅員が12mを超える場合  
幅員の1/2の高さを超える建築物



## 5 建築基準法による勧告又は命令等の実施

特定既存耐震不適格建築物の所有者等は、耐震改修促進法で耐震診断・耐震改修の努力義務が定められています。市は、所管行政庁である県と連携し、特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対して、耐震診断の実施などの啓発を行います。

また、県が耐震改修促進法に基づく指導・指示及び建築基準法に基づく勧告、命令の実施が行えるよう協力します。



---

[発行] 豊岡市都市整備部建築住宅課  
〒668-8666 豊岡市中央町2番4号  
TEL 0796-21-9018 FAX 0796-23-4444

---

